



糸魚川市駅北大火

被災者生活再建支援法による支援 火災で全国初の法適用 高鳥修一氏が尽力

甚大な被害をもたらした糸魚川市駅北大火は、昨年12月30日に被災者生活再建支援法が適用された。法の成立から

18年、火災では初めての公的支援を受けられることになったのだが、その裏には様々

な動きがあった。火災発生時いち早く糸魚川市の現場に急行し、安倍総理をはじめ関係各所に連絡を入れたのは高鳥修一氏だった。「地元になにかあった時は私が必ず助ける」という高鳥氏の信念に基づき、まさに迅速な対応である。

今回の火災は当初、内閣府により「人災であり自然災害ではない」と定義されていた。しかし、高鳥氏はその中で「フェーン現象により、強風に煽られて燃え広がった自然災害である」と主張し続けた。さらに26日には米田市長、中村県議とともに、官邸で直接安倍総理に現場写真を手渡し、被災地の惨状を訴えた。これらの陳情が実り、糸魚川市駅北大火は「自然災害」に当たると認定。総理の指示で被災者生活再建支援法が適用となり、がれき処理の住民負担ゼロ、支援金の支給、中小事業者向け融資・補助金、復興へ向け国から専門家の派遣など、各省庁が次々と動き出した。総理や各大臣をはじめ、多くの議員に被災地の様子を訴え、地元選出代議士として高鳥氏が声を上げ続けた結果だった。

糸魚川市駅北大火発生からの経緯

- 2016年 12/22 10時20分頃、糸魚川市大町で出火。能生地区にいた高鳥氏はいち早く現場へ急行し、その場で安倍総理、稲田防衛大臣らに報告。中村県議を通じて米山知事に連絡し本会議休会、14分後に県から自衛隊に支援要請が入る。糸魚川市役所での対策会議に出席。
- 12/23 16時30分頃、鎮火。米山知事の視察に高鳥氏が同行。
- 12/26 高鳥氏、米田市長、中村県議が首相官邸を訪問。安倍総理に直接現地の被害を伝える。
- 12/28 災害対策特別委員会と自民党総務部会の合同会議が開かれ、今回の火災は「強風による自然災害」であると高鳥氏が地元選出代議士として被災者生活再建支援法の適用を要望。住民説明会に出席し、状況説明を行う。
- 12/30 災害対策特別委員会に高鳥氏、米田市長、中村県議が出席。安倍総理の指示のもと、松本防災担当大臣より糸魚川市駅北大火が「自然災害」と認定され、被災者生活再建支援法の適用が決定。各省庁が動き出す。
- 12/31 自民党二階幹事長が糸魚川市を視察。被災者のがれき処理の自己負担をなくすという自民党の方針を伝える。
- 2017年 1/6 伊藤環境副大臣が糸魚川市に視察に訪れる。高鳥氏も同行し、姫川河川敷の仮置き場を確認するなど、がれき処理の打ち合わせを行う。
- 1/11 安倍総理が糸魚川市へ。火災現場を視察した後、糸魚川商工会議所及び糸魚川市役所で被災者や米山知事、米田市長らと意見交換。市民を激励し、力強い支援を約束した。



▲衆議院予算委員会(1月26日)



▲首相官邸にて米田市長、中村県議とともに安倍総理に被災状況を説明



▲自民党災害対策特別委員会合同会議に出席し、地元選出代議士として発言

国への働きかけ

連日糸魚川市の復興に向けて活動する高鳥氏。今年1月26日に開かれた全大臣出席の予算委員会では質疑に立ち、政府の迅速な対応と被災者生活再建支援法の適用に感謝の言葉を述べた上で、各大臣から復興に前向きな答弁を引き出した。



▲伊藤環境副大臣が視察に訪れ、姫川河川敷の仮置き場を確認



▲大晦日に実施された二階幹事長ら自民党議員団の視察に同行し説明



皆様との『つながり』を大事に。日々の活動の様子などをFacebookで更新しています。プロフィール・政策・これまでの広報紙はHPをご覧ください。HP <http://www.takatori.jp>

Facebookもホームページから 検索